

半田市防災資機材の貸出について

1. 目的

半田市防災資機材貸出要綱に基づき、防災安全課が備蓄する防災資機材について、平時より訓練・啓発・イベント等に積極的に活用していただき、地域防災力を向上させることを目的として貸出しを実施します。

2. 対象

市内で活動する次の団体（以下「自主防災組織等」という。）に貸出します。

- ・ 自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）
- ・ 自治区
- ・ 町内会
- ・ その他市長が認める団体（日本赤十字社等）

3. 費用

無料

4. 活用事例

【貸出を認める例】

- ・ 自主防災組織等が実施する防災訓練（避難所開設訓練、発電機運用訓練、段ボールベッド組立訓練等）
 - ・ 防災知識の啓発活動（住民向け体験会等）
 - ・ その他市長が認める活動等（市や自主防災組織等主催のイベント等）
- ※貸出決定後又は貸出中であっても、災害対応等が見込まれる場合は、貸出しを行わない、又は返却を求めることがあります。

【貸出を認めない例】

- ・ 市域以外での使用
- ・ 営利目的の使用（出店・販売等のための電源利用等）
- ・ 防災資機材の保管能力や管理体制が不十分で、破損・紛失リスクが高いと判断される場合

5. 貸出期間・数量

貸出期間：原則7日以内

数 量：必要数

※各防災資機材の貸出可能数は「12. 防災資機材一覧」のとおり

6. 申請手続

①申請書の提出

【紙の場合】

半田市防災資機材利用申込書（様式第1号）を原則、貸出希望日の7日前までに防災安全課に提出してください。貸出希望日の6か月前から申請できます。

【インターネットの場合】

専用フォームから原則、貸出希望日の7日前までに申請してください。貸出希望日の6か月前から申請できます。

②受渡し日時等の最終連絡

- ・申請内容をもとに、半田市防災資機材貸出許可（不許可）通知書（様式第2号）により、貸出しの可否等を通知します。
- ・防災安全課より電話にて、受渡し日時及び場所の最終連絡を行います。

③受け渡し

- ・資機材の運搬手段は防災資機材を借り受けたもの（以下「借受者」という。）が確保してください。（車両、養生、積載固定等）
- ・大型・重量物（発電機等）は、複数人に対応し、運搬時の破損や事故防止に努めてください。
- ・受渡し時には、半田市防災資機材貸出許可（不許可）通知書（様式第2号）を持参してください。
- ・受渡し時には、職員と借受者で防災資機材の数量と状態を確認します。
- ・防災倉庫内の防災資機材を借用する場合、借用前に写真を撮影しておき、原状復帰してください。

7. 返却手続

①報告書の提出

【紙の場合】

半田市防災資機材利用報告書（様式第3号）を返却時に防災安全課に提出してください。

【インターネットの場合】

専用フォームから返却時に入力してください。

②返却・点検・清掃

- ・防災安全課が指定した場所で返却を行います。
- ・返却時に防災資機材の数量と状態を確認します。
- ・点検及び清掃基準
 - 汚れ、水分等を除去すること。
 - 付属品の欠品がないことを確認すること。
 - 傷、破損その他外観に異常がないことを確認すること。
 - 必要に応じて作動状況を確認すること。
- ・防災倉庫内の防災資機材を借用した場合、返却時に借用前後の写真を防災安全課に提示し確認を受けてください。

8. 遵守事項

- ・借受者には注意義務があります。（屋内保管、濡損防止、盗難防止、施錠管理等）
- ・第三者に対する転貸（他団体へ又貸し等）や譲渡、担保、改造、加工は禁止します。
- ・使用中に事故が発生した場合、借受者の責任で一次対応し、速やかに防災安全課へ連絡してください。
- ・防災資機材の誤った使用方法により生じた事故や貸出し期間中の管理不備により生じた事故については、市は一切責任を負いません。

9. 発電機・はそりの追加ルール

- ・燃料の取扱いに関しては、火気厳禁を遵守してください。
- ・夜間や明け方に使用する際は、騒音に配慮してください。
- ・設置場所は、平らで頑丈な地面を選び、排熱・排気による影響を考慮してください。
- ・返却時には燃料を満量にして返却してください。給油の証明として、給油したレシ

ート等を確認します。

- ・発電機及びはそりは、安全のため貸出時に使用方法のレクチャーを行います。
- ・使用中に不具合が発生した場合、直ちに使用を中止し、速やかに防災安全課へ連絡してください。

10. 紛失・破損・汚損時の負担

- ・借受者は速やかに防災安全課へ連絡し、状況（日時・場所・原因・経過）を報告してください。
- ・原則として、故意又は重大な過失による場合は、修理・同等品等の負担を求めます。
- ・経年劣化や通常使用の範囲内の軽微な損耗等のやむを得ない事情がある場合は免責とします。

11. ルール違反時の対応

- ・虚偽の申請、貸出期間の超過、遵守事項の違反等があった場合は、自主防災組織等の代表者への書面注意、貸出中止（返却）、次回以降の貸出制限や、貸出停止等の措置を講じます。

12. 防災資機材一覧

避難所運営資機材	貸出 可能数	避難生活資機材	貸出 可能数
テント	30	段ボールベッド	10
パイプ椅子	200	段ボール間仕切り	5
発電機	10	段ボールトイレ	3
大容量バッテリー（蓄電池）	5	折畳	10
拡声器	5	毛布	10
テント照明器具	30	はそり	3
マンホールトイレセット	3		
応急給水栓セット（ホース含め）	3		